

医療機関の登録に関する要件（宮崎県大腸がん検診精度管理要領より抜粋）

1 大腸がん検診精密検査機関の登録

- ① 精密検査に従事する医師は、大腸がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- ② 大腸がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。
 - イ 精密検査を行うことができる次のいずれかの装置を有すること。
 - (1) 全大腸内視鏡
 - (2) S状結腸内視鏡及び注腸エックス線装置
 - ロ 大腸生検ができること。ただし、他の機関に委託することも差し支えない。
- ③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び大腸がん検診実施機関と密接な連携がとれること。